

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、継続的に減少しており、全国的な傾向よりも早い段階で人口減少が進んでいる状況である。「越前町人口ビジョン（改訂版）」においては、今後も減少が続き、2060年には8,237人にまで減少すると予測されている。中でも年少人口や生産年齢人口についても減少する一方で、老年人口の割合が増加することが予測されている。

本町の産業大分類別民営事業所従業者数は、製造業が最も多く、卸売業、小売業、医療、福祉と続く。また、本町の製造業においては、電子部品・デバイス電子回路製造業の製造品出荷額が増えてきており、本町の5割以上を占めている。

しかしながら、生産年齢人口の減少などに伴い、本町の第二次産業の就業者数は大きく減少しており、人手不足による生産力低下などが大きな課題であり、企業活動へ様々な影響が出ている。

このような状況から、先端設備等の導入を促進し、本町の中小企業・小規模企業者等の後継者への事業継承と労働生産性の向上を図ることが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町産業の後継者への円滑な事業継承の推進と労働生産性の向上を目指す。このため、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促進し、本町産業全体の労働生産性を向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、本町産業全体の労働生産性を向上させるため、本町の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種・事業は、中小企業者による幅広い取組を促進し、本町産業全体の労働生産性を向上させるため、本町の全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。